

メインオークション募集要綱に関する意見募集結果について

2022年7月27日

容量市場の在り方等に関する検討会事務局※

※本検討会は、資源エネルギー庁と電力広域的運営推進機関の共同事務局により開催している。

- 2022年6月9日から6月29日で、「容量市場メインオークション募集要綱（対象実需給年度:2026年度）」、および「容量確保契約約款」に対する意見募集を実施した。
- 本日は、意見募集の結果についてご報告する。

3. メインオークション募集要綱（案）と約款（案）の主なポイント

①2022年度オークションに向けた検討内容の反映箇所

第38回容量市場
の在り方等に関する
検討会資料より

2022年度オークションに向けた検討	募集要綱<上段>・約款<下段>の反映箇所
■ 発動指令電源の募集量等 ➢ 募集量等の設定については、現行の4%から全体として5%に拡充する。 (メインオークション4%+追加オークション1%) ➢ 発動指令電源は、応札容量に調整係数を乗じた容量により約定処理を実施する。 ➢ 調整係数の設定方法については、事後的に算定することとする。	第6章 落札電源および約定価格の決定方法 1.落札電源の決定方法（1）エ なし
■ 経過措置の扱い ➢ オークションでの約定価格が、<u>NetCONE</u>の半分以下になった場合には、経過措置を適用しないこととする。 ➢ 約定価格が<u>NetCONE</u>の半分以上を超え、経過措置を適用した場合の受取額が<u>NetCONE</u>の半分での受取額以下となる場合には、<u>NetCONE</u>の半分での受取額とする。	第7章 契約条件 2.容量確保契約金額の算出に関する経過措置（1） 附則（2021年7月1日） 第2条1.～4. および第3条①
■ 監視の対象について ➢ 「一定の基準」として、500万kW以上の発電規模を有する事業者を監視の対象とする。 ➢ 「一定の基準」を設けたうえで、前年度のオークション結果等を踏まえながら、500万kW未満の発電規模の事業者であっても、必要に応じて、監視の対象とする。	第5章 応札方法 1.応札方法（13） なし
■ 1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の適用について ➢ 安定電源において、契約容量まで供給力を提供してもなお、需給ひっ迫時に当該契約容量を超えて発動指令電源として供給力を提供できる場合は、1計量単位にて安定電源に加えて、発動指令電源の1リソースとしても応札可能とする。	第3章 募集概要 3.募集内容（5）エ、および（6）イ 第4章 参加登録 3.電源等情報の登録（3） なし
■ ノンファーム型接続電源の参加について ➢ 基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源は、参加可能とする。	第3章 募集概要 3.募集内容（5）カ（オ） なし

2. 意見募集の結果

- 2022年度のメインオークションの募集要綱と約款の意見募集に対して、63件（11者）の意見提出をいただいた。
- 内訳は、募集要綱に対する意見が52件（11者）、約款に対する意見が11件（4者）であった。

3. 意見募集を踏まえた対応について (具体的なご意見例)

- いただいたご意見のうち、主な意見と回答案は以下のとおり。
- 発動指令電源関連の内容が多く、あわせて、2022年度メインオークション（対象実需給年度:2026年度）から追加となる1地点複数応札や発動指令電源の調整係数に関する内容についてもご意見をいただいた。

項目	ご要望内容・回答	
実効性 テスト	「実需給年度の2年度前に 実効性テスト以外の発動実績 （属地一般送配電事業者が発動を指令した実績に限る）が存在する場合」に実効性テストを省略することができるとされているが、電源Ⅰ'は2023年度で終了予定であるため、2024年度においては発動指令電源の発動実績を活用できるとの理解でよいのか。	
	回答	実効性テストにおいて代替可能となる実績は、対象実需給年度が2024年度分～2025年度分では、実効性テストの実施年度に発動された電源Ⅰ'の実績、対象実需給年度が2026年度分以降では、一般送配電事業者からの発動指令の対応の実績が有効となります。 例えば、対象実需給年度が2024年度の場合、2022年度に発動された電源Ⅰ'の実績が報告の対象になります。 （参考資料） 以下URLより、容量市場業務マニュアル(実効性テスト編)（対象実需給年度：2024年度）の53ページをご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/jitsujukyukanren/2024_jitsujukyu_kanren.html

3. 意見募集を踏まえた対応について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答	
実効性 テスト	発動指令電源について、土日祝日を除く休日については実需給年度および実効性テストにおいて対応期間（発動あり）となっているが、対象外にしていただきたい。 発動指令電源の多くを占める需要家DRリソースについては、年末年始等の休日は操業を行っていない需要家が大半であり、実効性を期待できない。また、発動指令電源は、（調整力と供給力という差はあるものの）現状の調整力公募（電源Ⅰ'）を実質引き継ぐものであると理解しているが、電源Ⅰ'においては年末年始等は発動の対象外となっており、年末年始等の休日に対応期間とする理由が不明である。	
	原案「※発動指令の設定時間は9時から20時まで（土曜日、日曜日、および祝日を除く）とします。容量確保契約約款に定める「休日」が対象外ではありませんのでご注意ください。」について、容量確保契約約款に定める休日は「土曜日、日曜日および祝日（「国民の祝日に関する法律」に規定する休日）に加えて、1月2日～3日、4月30日～5月2日、12月30日～31日および本機関が指定する日」となっていること、「行政機関の休日に関する法律」により「土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12/29～1/3」は行政機関の休日となっていること、年末年始およびお盆期間は社会通念上で実質的な休日になっていることから、ディマンドリスポンスを増やしていく観点を踏まえ、「容量確保契約約款に定める休日、お盆期間」を対象外とすることが望ましいのではないかと。	
	回答	発動指令電源の対応期間等は、電気事業法第34条の2の規定に基づく使用制限を参考として検討や整理がされております。 容量市場においては、土曜日、日曜日、および祝日を除く9時から20時までを対象としております。

3. 意見募集を踏まえた対応について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答	
実効性 テスト	昨今の需給ひっ迫や安定的・経済的な電力供給体制 が求められている状況下を勘案すると、 市場を活用しないDR（経済DR）を今後さらに活用 することが求められる。 容量市場や調整力公募（電源 I'）等市場活用側のDRでは原則として標準ベースラインが採用されているが、その性格上経済DRを実施するとベースラインが下がる可能性が高いため、現状の制度のままでは市場活用型のDRと経済DRの相性が悪く、経済DRの普及を阻害する可能性がある。例えば、経済DRの実施を明示的に証明することにより経済DR実施日をhigh4of5の直近5日間から除外する等、市場活用型のDRと経済DRとが両立するために、容量市場においても経済DRの普及を阻害しないような制度にする必要があるのではないか。	
	回答	電力需給ひっ迫等を踏まえ、 今年度実施の実効性テストにおけるベースライン算定の取扱い について対応を行います。詳細は以下URLをご参照ください。 https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/2022/220720_oshirase.html

<電力需給ひっ迫等を踏まえた実効性テストにおけるベースライン算定の取扱いについて>（HPの公表内容抜粋）

昨今の厳しい電力需給状況を踏まえ、省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくため容量提供事業者においては、経済DRが実施されることが想定されます。

全国大で省エネ・節電の取り組みを積極的に進めていくこととされている現状に鑑み、**今年度実施されている容量市場の実効性テストにおけるベースラインの算定**について、以下のとおり取り扱うことと致します。

- 電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中における、ベースライン算定上の経済DR実施日の取扱い
電力需給ひっ迫注意報もしくは警報の発令期間中において、**発令されたエリア内**において実効性テストを予定している容量提供事業者が**経済DRを実施した場合、容量提供事業者からの申し出があった場合**はその申し出内容を証憑等で確認の上、実効性テストにおけるベースライン算定で、**当該の経済DR実施日を除外する等の対応**を行うことと致します。
その際、経済DRを実施した証憑として**以下のような書類を確認**させていただきます。
 - ・容量提供事業者とDRを実施した需要家との契約書等
 - ・実際にDR指令を行ったことを示す資料（指令時のメール等）
- お申し出の方法・期日
以下のとおり、容量提供事業者よりお申し出いただきますようお願い致します。

3. 意見募集を踏まえた対応について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答
1 地点 複数応札	「発電（逆潮流）の場合ベースラインは零とする」と記載あるが、安定電源と発動指令電源が同一受電点にてともに参加する場合は、安定電源が先取となるため、必ずしも零とはならない認識だが、正しいか。正しい場合、適切なベースラインのあり方についてもきちんと要綱に記載いただきたい。
	回答 1 計量単位にて、安定電源に加えて発動指令電源の1リソースとして電源等情報の登録を行う場合は、安定電源のアセスメント対象容量に相当する計量値を、発動指令電源（電源側）のベースラインとして、発動実績の評価を行います。 発動指令電源のベースラインの詳細については、容量確保契約約款別紙にて記載しておりますので、当該箇所へ記載いたします。
	1地点で安定電源＋発動指令電源となる場合について、第34回の検討会で示されたようなアセスメント方法を約款上でも明示すべきだと考えます。 例えば、安定電源100MW＋発動指令電源20MWの電源があり、安定電源として発電上限＝100MW、発電計画90MWの状態が発動指令を受令し、発動指令分の20MWを持ち上げた場合、発電実績は110MWとなるが、容量提供事業者的には安定・発動指令どちらもアセスメントクリアとなるが、発電実績を参照すると、結果として安定100MW＋発動指令10MWとして、発動指令側でペナルティとなる可能性がある（が、そうあるべきだと考える）。逆説的に、発動指令が発令されるような逼迫局面において、安定＋発動指令となる地点に限っては、上記のような安定側で中間負荷状態となることを許容せず、計量実績を安定電源のアセスメント対象容量まで先取りし、残りを発動指令電源の実績として認めるとすることで、逼迫時に十分な供給力が確保されるよう、約款にも当該アセスメント方法の明示が必要だと考えます。もし前述の安定側での尤度を承認すると、180日カウントに埋もれてノンペナルティとなり、供給力不足の状況に対する貢献が充分でない電源に対するペナルティがなく、容量拠出金を支払う小売側の納得感が薄れてしまうと考えられるためです。(募集要綱にも追記が必要)
	回答 ご指摘いただいた内容につきまして、1 地点複数応札の場合であっても、安定電源のリクワイアメント・アセスメントが内容変更となるわけではないため、安定電源に関して記載の変更は不要と考えます。一方で、発動指令電源分については、ご指摘のとおりベースラインは安定電源のアセスメント対象容量とするため、約款別紙にその内容を記載いたします。

3. 意見募集を踏まえた対応について (募集要綱・約款への反映箇所)

- 1 地点複数応札に関する発動電源の電源側のベースラインについて、約款の記載を明確化する。

【約款】別紙 ベースラインの算定方法

【約款】

＜変更前＞

2. 発電（逆潮流）の場合
ベースラインは零とする。



【約款】

＜変更後＞

2. 発電（逆潮流）の場合
ベースラインは零とする
ただし1計量単位において、安定電源として契約されており、かつ発動指令電源の1リソースとしても登録された電源については、当該安定電源のアセスメント対象容量に相当する計量値をベースラインとする。

3. 意見募集を踏まえた対応について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答	
1 地点 複数応札	1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源） において、安定電源分と発動指令電源分はそれぞれ別々に 約定処理 がなされるのか又は、安定電源分と発動指令電源分が紐付き（セット）で約定処理されるのかご教示いただきたい。仮に前者の場合、発動指令電源分が未約定の場合でも、安定電源分が約定する可能性はあるのかや、その逆に、安定電源分が未約定となり、発動指令電源分が約定する可能性もあるのかなどについてご教示いただきたい。	
	回答	1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）において、 安定電源と発動指令電源は応札単位が異なるため、別々に約定処理 されます。
	応札容量が安定電源分>>発動指令電源分となる電源では、安定電源分が未約定で、発動指令電源分が約定した場合、約定量（発動指令電源分）を供出不可（最低出力以下）となる可能性が想定される。そのため、このような電源に関して、安定電源分と発動指令電源分が紐付き（セット）で約定処理されない場合、事業者にて発動指令電源分のみが約定されることを回避する必要があるとの認識でよいか。	
	回答	1地点複数応札（安定電源+発動指令電源）において、安定電源と発動指令電源は応札単位が異なるため、別々に約定処理されることを踏まえて、 応札内容については各事業者が判断 するものとなります。

3. 意見募集を踏まえた対応について (具体的なご意見例)

項目	ご要望内容・回答	
調整係数	小売電気事業者等の容量拋出金への影響を鑑みて、 <u>発動指令電源の調整係数</u> について、 <u>実効性テストで約定容量に達しない電源が多く発生した場合にも、調整係数が増加変更されることがない</u> 、という認識は正しいでしょうか。	
	回答	発動指令電源の調整係数は、 <u>メインオークション時点の算定により当該年度の数値を確定</u> し、容量確保契約の締結を行うものとなります。
	発動指令電源の調整係数について、 <u>1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の発動指令電源分についても同様に調整係数の対象となるのか。</u>	
	回答	1 地点複数応札（安定電源+発動指令電源）の <u>発動指令電源分についても同様に、調整係数の対象</u> となります。

3. 意見募集を踏まえた対応について (具体的なご意見例)

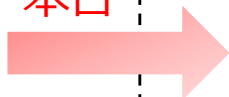
項目	ご要望内容・回答
調整係数	発動指令電源の調整係数とアセスメント対象容量の関係について、ご教示ください。 例：応札容量＝2,000kW、調整係数＝90％⇒約定容量＝1,800kWの発動指令電源について、実効性テストの結果が計量値ベースで1,500kWだった場合、 ・実効性テストの最終結果は、1,500kWとなるか、$1,500\text{kW} \times 90\% = 1,350\text{kW}$となるか、どちらになりますでしょうか。 ・実効性テスト未達により市場退出となる容量は、$1,800 - 1,500 = 300\text{kW}$となるか、$1,800\text{kW} - (1,500 \times 90\%) = 450\text{kW}$となるか、どちらになりますでしょうか。 ※安定電源・変動電源におけるアセスメント対象容量との平仄(応札容量×調整係数＝約定容量＝アセスメント対象容量)を考えると、どちらも前者だと認識しておりますが、念のための確認です これに付随して、上記の例において、追加(調達)オークションから参加する発動指令電源の場合、実効性テストを先に実施することになりますが、先に実施した実効性テストが1,500kWの場合、当該アセスメント対象容量を満足するように、追加(調達)オークションでの最大約定容量は1,500kWとなる(＝逆数を乗じた応札容量を設定する)という理解で正しいでしょうか。
	個々の発動指令電源の期待容量は、調整係数を乗じる前の容量となります。 従いまして、ご質問の例では実効性テスト後の契約容量は計量値ベースの1,500kWではなく1,350kWとなり、実効性テスト未達により市場退出となる容量は450kWとなります。(計量値ベースで求められる供給力およびアセスメント対象容量は1,500kWとなります。) また、ご質問の例で調達オークションから参加する場合は、実効性テストの結果が計量値ベースで1,500kWであれば、期待容量および応札できる容量の上限は1,500kWとなります。1,500kWで応札して約定した場合は、約定容量および契約容量は1,350kWとなります。 (参考資料) 第33回容量市場の在り方等に関する検討会 「資料4 発動指令電源の調整係数について」をご参照ください。 https://www.occto.or.jp/iinkai/youryou/kentoukai/2021/youryou_kentoukai_haihu33.html

4. 今後のスケジュール

①メインオークションの応札に向けたこのあとのスケジュール

- 2022年度メインオークションの応札に向けたスケジュールは、このあと8月よりオークション参加に向けた事業者情報や電源等情報の登録の開始を予定している。
- 各事業者による応札の準備を進め、本年度の応札受付期間は11月を予定している。

本日



- 5月 : 本検討会での募集要綱案、需要曲線案の提示
- 6月 : 募集要綱案に関する意見募集実施
- 6～10月 : オークションや応札業務に関する事業者向けの説明会等
- 7月 : 募集要綱の確定・公表、需要曲線の公表
- 8～10月(予定) : 参加登録（事業者情報、電源等情報、期待容量）や応札準備
- 11月(予定) : 応札受付期間
- 1月頃(予定) : 約定結果の公表

4. 今後のスケジュール

②メインオークションに関する年間スケジュール

■ 2022年度メインオークションの応札に向けた年間スケジュールは、以下を予定している。

